

# 第1章 基本的な考え方

## 1 第3次計画策定にあたっての現状と課題

わが国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等が掲げられ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが進められてきたことで、法律や制度上での男女平等は大きく前進しているところです。そのような中、町としても平成22年3月に「やまのべ男女共同参画基本計画」を、令和3年3月に「第2次やまのべ男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の推進に取り組んできました。

現状としては、SDGs（持続可能な開発目標）のジェンダー平等の実現など社会的な価値観の大きな変化と相まって、男女に関わりなく家事・育児・介護などに取り組む生活様式が普及・定着するなど、計画の推進とともに男女共同参画に対する意識が高まってきました。しかしながら、一部において固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）が依然として残っていることなどから、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを、今後も推進・継続していく必要があります。

このたび、現行の計画では令和7年度が計画期間の最終年度になることから、第5次山辺町総合計画などを踏まえつつ、今後の男女共同参画にかかる施策の方向を提示するため「第3次やまのべ男女共同参画基本計画」を策定するものです。

### 【これまでの取組み状況（数値目標項目）】

|               | H28   | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  |
|---------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 項目数           | 21  | 21  | 21  | 21  | 21  | 21  | 21  | 21  | 21  |
| 達成項目数         | 16  | 17  | 16  | 15  | 8   | 9   | 10  | 12  | 13  |
| 未達成項目数        | 5   | 4   | 5   | 6   | 13  | 12  | 11  | 9   | 8   |
| 達成割合          | 76%   | 81% | 76% | 71% | 38% | 43% | 48% | 57% | 62% |
| 主な未達成項目       | 公募委員制・女性委員の積極的な任用の推進【女性の任用率：30%】<br>女性委員の“ゼロ”審議会等の解消【ゼロ審議会：2団体】 等 |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 第2次計画（R3～）の評価 | コロナ禍のため学習機会を中止する等したことにより、達成割合が減少したが、コロナ後は男女共同参画の取組みを拡大している        |     |     |     |     |     |     |     |     |

## 2 計画の期間

この計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

## 3 計画の位置づけ

この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、上位計画である第5次山辺町総合計画の男女共同参画分野における具体的な施策の考え方や、展開方向について示すものです。

また、この計画の一部は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画、並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画に位置付けるものとします。

